

令和2 年9 月30 日

入札・契約関係者 各位

津山市水道局

工事請負・業務委託契約書（約款）の改正について（お知らせ）

建設業法の改正（令和2 年10 月1 日施行部分）等に伴い、津山市水道局工事請負契約書及び業務委託契約書を改正します。

本改正は、令和2 年10 月1 日以降に契約を締結する建設工事及びコンサルタント業務委託契約が対象となります。

#### 1 主な改正点

- ・ 建設工事請負契約約款の現場代理人等の条項に「監理技術者補佐」等を規定。
- ・ 建設工事請負契約約款に「著しく短い工期の禁止」、コンサルタント業務委託契約約款に「適正な履行期間の設定」を規定。

#### 2 契約書について

令和2 年10 月1 日に水道局ホームページ掲載の「契約書」の差し替えを行います。（水道局ホームページ>水道局様式集 に掲載。URLは次の通り）

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=4867>

令和2 年10 月1 日以降に契約を締結する工事・コンサルタント業務案件は、改正後の契約書で作成いただきますようお願いいたします（契約書様式の左上部分に「suidou20201001」と表示されています）。